

中央区立有馬小学校いじめ防止基本方針

平成27年3月27日
校長 決定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「中央区いじめ防止基本方針」（平成27年1月14日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「中央区立有馬小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童が一定の人間関係にある者から心理的または物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じるもの（インターネットを通じて行われるものも含む。）をいう。

2 中央区立有馬小学校いじめ防止基本方針策定の目的

「いじめ」は児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるという認識を誰もがもつとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望をもち、健やかに成長をしてあげることが、学校・家庭・地域の願いである。そのことを踏まえたいじめ防止等のための対策は、学校内外を問わず学校・家庭・地域・関係諸機関が互いに協力し、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われていかなければならない。

また、いじめを受けた児童については、その声へ真摯に耳を傾け、児童の置かれている状況や児童の気持ちを理解しながら関わっていくことが大切である。

本校は、いじめのない学校の実現や、児童の尊厳を保持する目的のもと、教育委員会・家庭・地域・関係諸機関と相互に連携して、いじめの未然防止や、早期発見、早期対応、重大事態への対応のため、いじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本方針をここに定める。

3 いじめ防止に向けた学校の方針

「いじめ」は、どの学校でも起こりうるという認識の下、地域、保護者、諸機関等と連携・協力しながら日常的に未然防止に取り組んでいくとともに、「いじめ」を把握した場合には速やかに解決する。とりわけ子どもの尊い生命が失われるようなことは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本とし取り組む。

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校・児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育み、自治的・自律的な活動を推進し、いじめ防止等に向けた主体的な取組が実現できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識を常に全教職員がも

ち、早期発見、早期対応のため、教職員一人ひとりの指導力を高め、組織的に対応していく。また、いじめ防止等に向け、児童への定期的なアンケート調査など、児童一人ひとりの実態把握に取り組みとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保していく。さらに、周囲の児童がいじめを目撃した際、その情報をすぐに発信することができる体制を構築する。

第2 いじめ防止等の取組

1 「有馬小学校いじめ防止基本方針」

法第13条の規定、及び「中央区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめ防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラー、専任教育相談員等とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめの早期対応を迅速且つ的確に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携・協力して効果的な取組を行う。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 児童が互いを認めたり、考え方・感じ方の違いに気づかせたりすることを全ての教育活動に取り入れるなど、学級経営を充実する。

イ 人権教育・道徳教育をより充実させるとともに、人権については教員からの指導だけでなく、児童の委員会などを通じて全校に伝え、意識を高める。

ウ 1日の始まりの「朝の会」では児童の変化（表情や言葉など）をしっかりと観察し、児童の些細な変化も落とさないようにする。また、何か気がかりになったことについては、児童の人権や安全を確保しながら、聞き取る。

エ いじめに関する授業は年間3回以上実施する。

オ 「いじめは絶対に許さない」という強い信念を育成する。

(2) 早期発見のための取組

ア 「ふれあい月間」を通じた定期的なアンケートを実施する。

イ スクールカウンセラーによる全員面接を年1回以上計画し、実践する。

ウ クラスにおいて、日常気になる子については、定期的な個人面談を実施する。さらに、必要とあらば、保護者との面接も行い、児童の実態を詳細に掴むようにする。

エ 児童の日常の様子について細かな変化も見落とさないように記録する。また、記録については「校務支援システム」を活用し情報を共有できるようにする。

オ 「いじめ発見チェックシート」の計画的活用して、早期発見に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア 把握した情報を基に「いじめ対策委員会」を開き、対応策を検討する。

イ いじめを受けた児童の安全確保を第一に考える。次にいじめを受けた児童・保護者に対し支援を行うとともにスクールカウンセラー等の専門家と連携しケアに努める。事後の様子をしっかりと見守り、再発を防ぐ。

ウ 加害児童については心理的な孤独感や疎外感を与えないよう注意しながら指導をする中で

「なぜそのようなことをしたのか」など原因を明確にする。また、保護者への助言も行い、必要に応じて関係諸機関とも連絡をとる。

エ 「いじめ」を発見し伝えた児童については、二次的被害を受けないよう全教職員で見守りながら安全を確保する。

オ 関係諸機関とは常に連絡を取り合いながら情報を共有し、必要に応じて警察とも連携を図る。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法28条において以下のように示されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な損害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童・生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景としてどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し明確にさせる。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障のおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。